

各都道府県・指定都市教育委員会総務課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和3年度インフルエンザ施設別発生状況調査の開始について

インフルエンザについて、別添のとおり、厚生労働省より各都道府県・指定都市衛生主管部局宛てに令和3年9月3日付け事務連絡により、「『インフルエンザ施設別発生状況』に係る新シーズンの調査開始について」が発出されていますので、お知らせします。

各学校の設置者は、学校保健安全法第18条、学校保健安全法施行令第5条により、出席停止が行われたとき及び学校の休業を行ったときは、保健所と連絡することとされているところですが、本調査は、上記保健所への連絡について、各都道府県・指定都市衛生主管部局感染症対策担当課において取りまとめの上、厚生労働省に報告するものです。よって、各学校においては特段の作業等が生じるものではありませんが、各学校の設置者におかれては、上記保健所への連絡について引き続き適切な対応をお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校を含む。）に対して、国公立大学法人におかれましては各附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれましては域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いします。

なお、本件調査の概要に関する問合せは、厚生労働省健康局結核感染症課までお願いいたします。

【本調査の概要に関する連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課：03-5253-1111（代表）（内2035）

【本件事務連絡に関する連絡先】

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課
03-5253-4111（代表）（内2070）